

標準委員会 システム安全専門部会 定期安全レビュー分科会
第 11 回 (P6Ph2SC11) 議事録 (案)

日 時： 2009 年 4 月 8 日 (水) 10:00 ～ 12:30

場 所： (独) 原子力安全基盤機構 本館 9F 会議室

出席者： 平野主査 (JAEA), 岡本副主査 (東大), 成宮幹事 (関電), 上野委員 (MRI),
及川委員 (JAEA), 大橋委員 (中部電), 奥田委員 (原電), 河井委員 (原技協),
小林委員 (JNES), 倉田 (仙石委員代理) (関電), 古橋委員 (東電),
下崎 (三浦委員代理) (JNES)

説明者： 石井 (JNES)

常時参加者： 鎌田 (赤間代理) (東北電), 鞍本 (電発), 大家 (関電), 高木 (原技協),
大島 (中田代理) (北陸電), 名畑 (北海道), 萩原 (森下代理) (九電),
森脇 (中国電), 吉田 (四電)

オブザーバー： 桜本 (東電), 田辺 (東電) (敬称略)

配付資料

P6Ph2SC11-1-1 前回の議事録(案)

P6Ph2SC11-1-2 第 3 回システム安全専門部会議事録(案)

P6Ph2SC11-2 PSR 実施基準(改定案)

P6Ph2SC11-3 システム安全専門部会の書面投票におけるコメントに対する対応 (案)
について

P6Ph2SC11-4 分科会委員からのコメントに対する対応について

P6Ph2SC11-5 第 10 回分科会以降, 第 3 回システム安全専門部会までのコメントに対する
対応について

参考資料

参考 1 今後のスケジュール (案)

参考 2 PSR 実施ガイドラインと PSR 実施基準 (案) との対応関係

参考 3 原子力発電所の定期安全レビュー実施基準:200※ (3 月 31 日 Ver.)
に対するコメント

参考 4 原子力学会 PSR 実施基準の修正について (メモ)

参考 5 第 36 回標準委員会議事次第 (案)

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認・資料確認

成宮幹事より、出席者数を確認し全委員数 15 名のうち 11 名が出席（後 1 名）しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(2) 前回議事録（案）の確認

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC11-1-1 を使用して前回の議事録案の確認がなされ、議事録として了承された。

(3) PSR 実施基準（改定案）及び部会コメントへの対応について

資料 P6Ph2SC11-2（PSR 実施基準（改定案））の修正箇所について、システム安全専門部会での書面投票におけるコメント等を資料 P6Ph2SC11-3 他により説明、議論がなされた。

- a. 成宮幹事より、資料 P6Ph2SC11-3 を使用してシステム安全専門部会の書面投票におけるコメントと対応、参考資料 3, 4 により実施基準（改訂案）における「適切性」、「有効性」に関する保安院からのコメントと対応について説明がされ、議論がなされた。

- ・ P2 の 4.2 実施計画で「他プラントでの調査結果がある期間について～」の表現については見直すことで検討することとなった。
- ・ P11, 12 の附属書 A.2 の PSR の評価の考え方における「適切性」、「有効性」に関する記述が「又は」や「若しくは」で文章が続き、そこへ「～や～」をさらに使うことで分かりづらい表現となっているので、見直しを検討することとなった。また、P5 でも同様の記述をしていることから、あわせて見直すこととした。
- ・ P11, 12 の附属書 A.2 の PSR の評価の考え方の記述は、「有効性」、「適切性」について、P5 で挙げている実績指標と改善活動の 8 点を分類して、記述していることで分かりづらくなっており、表などで見やすく整理できないかという意見があり、本標準には文章で記述することでも構わないが、説明用資料などのために表で整理しておくことを検討することとなった。

- b. 成宮幹事より、資料 P6Ph2SC11-4 を使用して分科会員からのコメントと対応について説明がされ、議論がなされた。

- ・ 改善活動の調査については 4 つの視点（組織及び体制、社内マニュアル、教育及び訓練、設備）を着目するヒントとして挙げ、安全文化の醸成活動は「更に」とし、「安全文化の要素」に着目して調査することとしているが、実態としては、4 つの視点と安全文化の要素では、重複する部分もあるのではないかという意見があった。従来の PSR においても 4 つ

の視点で調査されていることから、これについては規定とすること、ただし、調査した結果、対象がないということも許容されることも含めて合意された。また、「安全文化の要素」について、「更に」という表現は残し、基本的には事業者で定めた要素で調査・評価するが、4つの視点の内容が含まれていることを確認しながら行うことが合意された。

なお、関連する記述が P19 の C. 2. 2 や附属書 D にあるので、合わせて修正に漏れのないようにするとともに、標準全体の整合をとることとした。

- ・ P9 の 9. 2 非公開情報の扱いの注記にある「機秘情報」を特定するような記述は削除することとした。
- ・ P16 での PSR と PLM の関係についての記述は、「中長期的な観点で見て、実施時期などについて留意する必要がある」という主旨に修文することとした。
- ・ 資料 P6Ph2SC11-4 の No. 19 において、P50 の E. 1 の最新の技術的知見の反映状況の調査の考え方について「4つのプロセスに分ける」としたもののうち、④保安活動への定着（周知、教育、訓練など）は改善活動で評価するという内容について議論し、④も含めて調査するものとし、考え方（4つのプロセスの考え方）を追記することとした。

評価対象期間以前から継続しているものについては改善活動で評価されることから、その関係について明記することを追記することとした。

- ・ 参考資料 3 で 5. 3. 1 実績指標の調査で「各保安活動の実績や傾向などを具体的に監視・測定するために～」としているが、「監視・測定」という表現は PSR における評価とはそぐわないのではないかという意見があったが、学会標準における規定内容として「～のために」という表現は適当ではないので削除することとした。実績指標の定義については、JEAC とも整合させるために修正しないこととした。
- ・ 資料 P6Ph2SC11-4 の No. 18 のコメント対応について、JNES の PSR ガイドラインにおける表現（「把握」）に修正することとしているが、JNES の PSR ガイドラインの表現を「評価」にすることで見直しているため、元の表現（評価）に戻すこととし、No. 18 のコメントは削除することとした。

（4）PSR 実施基準（改定案）及び部会コメントへの対応について

成宮幹事より、参考資料 2 を使用して PSR 実施ガイドラインと PSR 実施基準（案）との対応関係について説明され、議論がなされた。

- ・ ガイドラインに対して具体的な対応及び方法が示されているということがポイントであり、今後の技術評価対応において重要な資料となるので確認し、意見があれば連絡することとした。
- ・ 「ヒューマンエラー」と「人的過誤」という表現が混在しているが、他の PSA 標準などでは「人的過誤」を使用しているため、統一することとした。

(5) 今後のスケジュールについて

成宮幹事より，参考資料 1 により今後のスケジュールについて説明がされた。

4/13 のシステム安全専門部会には資料 P6Ph2SC11-2～5 と参考資料 2 を提示する。本日の分科会でのコメント反映したものを 4/13 のシステム安全専門部会前に分科会関係者にメールで送付し確認してもらうこととした。

以 上